

# 池田市図書館運営方針

## 策定にあたって

この運営方針は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文科省告示）に基づき、また、平成30年の図書館協議会による「池田市立図書館の管理運営のあり方について」の答申を踏まえ、図書館の機能と役割、運営の方向性について策定するものです。

図書館に求められるサービスが多種多様化する中、池田市の図書館は、令和元年5月に本館が利便性の良い池田駅前の商業ビルに移転したことから、来館者数が大幅に増加し、乳幼児から高齢者までさまざまな年代に利用が拡大しています。また、令和4年4月より、石橋プラザがフロア面積を拡大し、地域館の石橋図書館として、ダイバーシティセンター、地域子育て支援拠点との複合施設内に移転開館したことから、さらに課題解決に役立つ資料・情報の提供や市民の交流の場としての役割への期待が高まっています。

このような状況下において、池田市図書館では、平成29年に図書館運営の基準を定め、これに沿ったサービスを展開し、点検・評価を実施してまいりましたが、このたび各館のサービス内容を見直し、高度化する情報化社会に対応できる図書館機能の充実を図るとともに、本と人、人と人が出会い、交流できる図書館運営を推進するため、基本的な運営の方針を次のとおり定めます。

## 運営方針

- 1 多様な資料・情報の収集、整理、保存に努め、市民の読書活動を推進します。
- 2 社会の変化と市民のニーズに対応した情報を発信し、地域住民の課題解決に役立つ図書館づくりをめざします。
- 3 子どもの豊かな「学び」を応援し、学校、家庭、地域等と連携して子どもの読書活動を推進します。
- 4 図書館ボランティアとの協力関係を深めるとともに、市民同士の交流の機会・場を提供します。
- 5 安心・安全な読書ができる環境を整備するとともに、図書館利用が困難な市民へのサービス拡充を図り、誰にでもやさしい図書館をめざします。

令和4年4月

## 池田市図書館運営方針に基づく取組み項目

1 多様な資料・情報の収集、整理、保存に努め、市民の読書活動を推進します。

- (1) 市民及び利用者の多様なニーズに対応するため、紙媒体と電子化された新しい資料・情報を取り入れ、幅広い分野の資料を「池田市図書館資料収集方針」に基づいて収集、整理、保存し、提供します。
- (2) 分類別排架にこだわらず、複数の分類にまたがる分野については主題別排架にするなど、利用者が求める情報を容易に取得できる環境づくりに努めます。
- (3) 池田市の歴史や文化などに関する郷土資料や地域情報、行政情報の整備、充実を図ります。
- (4) 池田市立図書館と石橋図書館が連携を深めながら、それぞれ特色ある棚づくりに努め、利用促進を図ります。
- (5) 季節や時事に応じたテーマ展示やブックリストの作成等により、市民の読書活動を推進します。

2 社会の変化と市民のニーズに対応した情報を発信し、地域住民の課題解決に役立つ図書館づくりをめざします。

- (1) レファレンスサービス<sup>※1</sup>の充実を図り、市民が求める資料や情報を提供します。
- (2) 子育て、教育、医療、健康、福祉等、市民生活に密着した課題解決につながる資料や情報及び地域に関する情報、行政情報の提供に努めます。
- (3) ホームページやSNS<sup>※2</sup>を活用し、行事や展示案内、おすすめ本などの図書館関連情報を発信します。

(4) 北摂地区7市3町による図書館広域利用及び川西市立図書館との相互利用を促進します。また、全国の公共図書館及び国立国会図書館と連携した相互貸借を推進し、市民の利便性の向上をめざします。

- ※1 レファレンスサービス：利用者が必要とする資料や情報などの検索の援助を行い、回答に至るまでのサポートをするサービス。
- ※2 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネットを通じて人と人のつながりを促進する会員制サービス。

3 子どもの豊かな学びを応援し、学校、家庭、地域等と連携して子どもの読書活動を推進します。

- (1) 子どもに良い読書環境を提供するため、質の高い図書を揃えるとともに、発達段階に応じた読書活動を推進し、各種展示や年齢及び対象に応じたブックリストの配布等により、読書に親しむ環境を整備します。
- (2) 幼い時期からの読書習慣を育成するため、ボランティアと協働でのおはなし会の実施等、子育て支援事業に取り組みます。
- (3) 活字離れが著しい中学生から高校生の図書館利用を促進するとともに、読書習慣や図書館資料を活用して物事を調べる力を身につけるための支援に努めます。
- (4) 中高生を主たる対象とした「ティーンズコーナー」を設置し、青少年の興味の対象となる分野や進路、学校生活、友人関係、生き方などの参考となる資料等を特化して排架するとともに、同世代が交流できる場の提供に努めます。
- (5) 学校教育活動において学校図書館が活用されるよう、支援に努めます。
- (6) 学校、幼稚園、保育所等への団体貸出を積極的に実施します。
- (7) 読書への関心を深めるため児童・生徒の職場体験学習、インターンシップ、図書館見学、出前授業の受入れを実施します。

4 図書館ボランティアとの協力関係を深めるとともに、市民同士の交流の機会・場を提供します。

- (1) 市民の自主的・自発的な学習活動を支援するとともに、グループ学習や発表の場を提供します。
- (2) 図書館ボランティアが活動しやすい環境を整備し、協働による事業を推進するとともに、市民の社会参加や交流の場の提供を図ります。
- (3) 市民が図書館を身近に感じられるよう、各種施設や団体等と連携して様々な年齢層及び対象に応じた行事を実施し、図書館の利用促進に取り組みます。
- (4) 超高齢化する社会において、「生きがいくくり」としての生涯学習を応援します。
- (5) 図書館協議会や図書館運営への市民参加を推進し、市民とともに歩む図書館をめざします。
- (6) 複合施設の利点を活かし、施設内の各種機関や店舗と連携した事業を推進します。

5 安心・安全な読書ができる環境を整備するとともに、図書館利用が困難な市民へのサービス拡充を図り、誰にでもやさしい図書館をめざします。

- (1) 高齢者、障がいのある人、外国人を含むすべての利用者が利用しやすいよう、多言語やピクトグラム<sup>※3</sup>を使用した館内表示を使用するなど、ユニバーサルデザインを基調とした設備、機器類の導入等、施設整備の充実を図ります。
- (2) 点字図書、拡大写本、デージー図書<sup>※4</sup>、LLブック<sup>※5</sup>等の障がい者支援資料の充実を図ります。

- (3) 多言語によるおはなし会を開催し、日本語を母語としない子どもの読書機会を提供します。
- (4) 多言語利用案内を発行するとともに、多言語資料の充実に努めます。
- (5) 読書意欲のわく魅力的で快適な館内空間を演出できるように創意工夫します。
- (6) マナーアップキャンペーンを実施し、利用マナーの向上啓発を図り、良好な読書環境づくりに努めます。
- (7) 移動図書館車を活用し、図書館利用が困難な市民や地域に向けたサービスの拡充に努めます。
- (8) 全館に自動貸出機・自動返却機・予約棚システムを導入し、セルフでの利用を可能にすることで、利用者のプライバシー保護と利便性の向上、新型コロナウイルス感染症対策に努めます。

※3 ピクトグラム：一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すための視覚記号（サイン）のひとつ。

(例) 貸出



(例) 返却



※4 デイジー図書：Digital Accessible Information System（アクセシブルな情報システム）の略語。視覚障がい者のために録音テープに代わるものとして開発された、音声を圧縮して記録したCD。

※5 LLブック：スウェーデン語の Lattlast の略語で、「やさしく読める」という意味。知的障がい、学習障がいなど通常の活字図書の利用が困難な人にも理解できるように、図や写真を多く使うなどの工夫をして書かれた本。